

産業教育「金融」テキスト 教師用参考資料

本資料は、『子ども用金融テキスト』の別冊です。 先生方が、子ども用金融テキストを使って授業を 進めるに当たって参考にしていただける、金融関 係の情報をまとめたものです。



解別 経済広報センター

はじめに

経済広報センターは 1978 年の設立以来、「社会と企業のコミュニケーション」をキーワードに、企業の考えや企業活動の実体などを、国内外に広く情報発信するとともに、社会の声を企業にフィードバックする活動に努めてまいりました。

特に、将来の日本を担う子どもたちの育成に向けた「企業と教育現場とのコミュニケーションの促進」には力を入れてまいりました。これまでも、先生方に企業で研修を受けていただく「教員の民間企業研修」をはじめ、企業・団体が実施している食育プログラム(出前授業、見学会、料理教室など)を紹介する「食育ガイド」、企業による出前授業をまとめた「出前授業データブック」などを発行してきました。また、授業で活用できる子ども向けテキストとして、環境・エネルギー分野に関するテキスト、産業に関する「流通と貿易」と「金融」のテキストも作成してきました。

このたび、「金融」テキストについて、2006年11月の発行から4年以上が経過したことから、内容を見直すとともに、従来の1冊を12冊の子ども用テキストと1冊の教師用参考資料に分冊する改定をいたしました。

改定に当たりましては、金融関係の業界団体などのご協力を得ながら、現役の 小学校の先生方に執筆をお願いしました。テキスト改訂にご尽力、ご協力をいた だきました皆さまに感謝いたします。

この「金融」テキストを教育の現場でご活用いただき、一人でも多くの子ども たちが、お金や金融について理解を深めていただければ幸いです。

経済広報センターは、これからも企業と教育現場との架け橋としてコミュニケーションを促進してまいります。ご協力、ご指導の程、よろしくお願い申し上げます。

2011年2月 財団法人経済広報センター 常務理事・事務局長 中山 洋

産業教育「金融」テキスト 教師用参考資料

contents 1

ı	金融機関とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	,
	1 金融機関の種類 / 2個人金融資産の構成比	
П	銀行の基礎理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6)
	1銀行とは / 2銀行の三大業務─預ける、貸す、送る / 3銀行の新しいサービス	
	4郵便貯金	
Ш	信託の基礎理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12)
	1信託とは / 2信託業の担い手 / 3信託を利用した各種商品など	
IV	証券の基礎理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16	;
	1証券会社とは / 2証券会社が活躍する場所―証券市場 / 3証券会社の主な仕事	
	4証券会社のサービス / 5株式を売買するには / 6株式投資の魅力	
	7株式投資の問題―不公正取引	
V	投資信託の基礎理解 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22)
	1 投資信託(= 投信、ファンド)とは / 2 投資信託を販売するところ	
	3投資信託のメリットは3つ / 4投資信託の4つのリスク / 5リスクを小さくする方法	
	6投資信託の種類 / 7投資信託の購入から換金まで	

3

contents 2

VI	保険全般の基礎理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	1保険ってなに? / 2保険の種類 / 3保険の取り扱い金融機関 / 4保険の加入方法	
VII	生命保険の基礎理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	1生命保険ってなに? / 2生命保険の加入率 / 3生命保険の機能 / 4生命保険の仕組み	y
	5生命保険の構成 / 6代表的な生命保険 / 7生命保険会社の役割	
VIII	損害保険の基礎理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	1 損害保険ってなに? / 2 損害保険の機能 / 3 損害保険の仕組み / 4代表的な損害保障	矣
IX ?	クレジットカードの基礎理解 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	1クレジットカードとは? / 2クレジットカードのしくみ / 3クレジットカードの発行枚数	ķ
	4クレジットカードの利用額	
X	消費者金融・貸金業の基礎理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	1消費者信用と消費者金融 / 2貸金業法 / 3日本貸金業協会 / 4指定信用情報機関	
	5指定紛争解決機関 / 6多重債務に陥らないためには	
(参	考) 悪質商法について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
子	ども用テキスト一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40

子ども用テキストのご案内

テキスト 1. 「経済」と「金融」について知ろう

テキスト 2. 「お金」について知ろう

テキスト 3. 「お金」について知ろう (電子マネー)

テキスト 4. 「日本銀行」について知ろう

テキスト 5. 「銀行」について知ろう

テキスト 6. 「信託」について知ろう

テキスト 7. 「株式・証券」について知ろう

テキスト 8. 「投資信託」について知ろう

テキスト 9. 「生命保険」について知ろう

テキスト 10.「損害保険」について知ろう

テキスト 11.「クレジットカード」について知ろう

テキスト 12.「消費者金融」について知ろう



l 金融機関とは

1 金融機関の種類

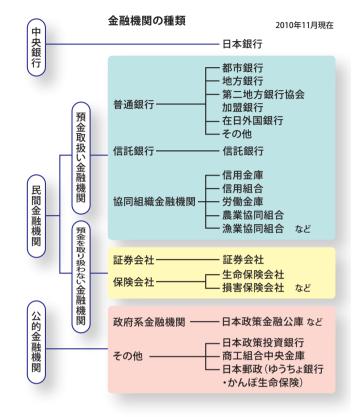
金融機関とは、「資金を必要とする人と資金に余裕がある人の間に立って、資金の融通の仲介をする」ところです。

金融機関は大きく分けると3つあります。

- ①中央銀行(日本銀行)
- ②民間金融機関
- ③公的金融機関

さらに、その中を細かく分類すると、金融 機関には右の図のような機関があります。

いわゆる「銀行」とは、狭義には、銀行 法の適用を受ける、「普通銀行」を指します。 また、「協同組織金融機関」は、信用金庫 法等により預貯金を取り扱うことができ るよう規定されています。



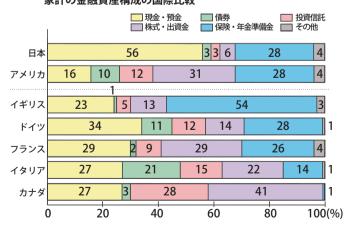
2 個人金融資産の構成比

金融資産の種類は現金、預貯金、債券、 株式、保険・年金準備金、投資信託、信 託などがあります。

日本では金融資産の約半分を預金や現金で保有しています。

日本では株式、投資信託、債券などのリスク性商品の金融資産に占める割合がまだ低い状況にあります。

家計の金融資産構成の国際比較



出典:日本銀行調査月報(2004年1月号)<資金循環統計の国際比較>「資金循環統計」

(注) 日本とアメリカは 2009 年 3 月その他の国々は 2001 年末の計数。

II 銀行の基礎理解

1 銀行とは

(1) 銀行は社会の発展を支えている

銀行は、資金に余裕のあるたくさんの人や企業からお金を集めて、逆にお金を必要としている人や企業 に貸すことをしています。銀行はお金を効率よく有効的に使えるようにし、社会の発展を陰で支えてい ます。

(2)銀行は公共性が高い

銀行はお金を貸し出すとき、返してもらえないと困るので貸出先を厳しく見極めます。

特に企業にお金を貸し出すときは、きちんと返済をしてくれるか、社会に役立つ仕事に使われるかを見極めて、社会全体に有益になるようにお金を貸し出しています。そのため、銀行は公共性が高いといわれています。

2 銀行の三大業務一預ける、貸す、送る

(1)預ける

① お金を「預ける」って何?

銀行にお金を預けることを「預金する」といいます。

また、預けたお金を「預金」といいます。ゆうちょ銀行では 「貯金する」「貯金」といいます。

銀行に初めて預金をする(口座を開設する)と通帳、キャッシュカードをつくってもらえ、それらを使って、お金の出し入れができます。

② どうして銀行にお金を預けるの? 理由は3つあります。

「安全」「便利」「有利(=お得)」だからです。

安全	空き巣、火事などにあう心配がありません。 銀行がつぶれた場合は、「預金保険制度」で元本 1,000万円までとその利息が保護されます。
便利	公共料金(電話代、水道代)や クレジット代金も自動的に正確に支払われます。 取引の結果が記帳されることも便利です。
有 利 (お得)	家においておくより、 利息がついて、お金が増えます。

(%)	蓄σ	目的	9	%3 5	つまで		数回征:%		
70	67.7								
60		63.6							
50		-							
40									
30			29.2	27.5					
20		-			15.7	14.8	12.4		
10				ı				6.7	
0	病気や不時の災害への備え	老後の生活資金	子どもの教育資金	とくに目的はないが、貯蓄していれば安心	耐久消費財の購入資金	住宅の取得または増改築などの資金	旅行、レジャーの資金	子どもの結婚資金	

「家計の金融資産に関する世論調査(平成17年)」 金融広報中央委員会資料より作成

③ 預金の種類は大きく2つ 預ける期間を決める、決めないによって 「普通預金」「定期預金」の2つに分かれます。

	普通預金	定期預金
ポイント	便利	有 利
預ける期間	決まっていない	決まっている
出し入れ	自由	自分が決めた期間中は自由に 出し入れできない
金利	低い	普通預金より高い (預ける期間が長いほど有利)
適しているお金	普段の生活で使う予定のあるお金 引き落とし、給料の受け取り	当分使わない、何かのために とっておくお金
その他の用途	「お財布代わりの預金」ともいわれる	毎月、ためていくタイプもある

(2)貸す

① お金の「貸し出し」って何? お金が必要な企業や個人にお金を渡すことを「貸し出し」といいます。

お金を預けた人(預金者)とお金が必要な人の間に入るので、銀行は「間接金融」の代表といわれます。



② 銀行がお金を貸すところ:企業(会社) 銀行が一番お金を貸し出しているところが企業です。 企業が必要とするお金は大きく分けて2つです。

- 1) 設備資金:工場などの設備を作るのに必要なお金。
- 2) 運転資金:原料を買ったり、従業員に給料を支払ったりと、毎日の活動をしていくために必要なお金。

企業は、「製品」や「サービス」を売って得た利益の中からお金を銀行に返します。

③ 銀行がお金を貸すところ:国、地方公共団体 銀行は、国や地方公共団体(都道府県、市町村など)にもお金を貸し出しています。 国や地方公共団体は、道路などをつくるときに税金だけでは足りない場合、お金を借りたり、 国債や地方債(お金を借りましたという借用書のようなもの)を発行してお金を集めます。

4 利息

たとえば魚屋さんは 500 円で仕入れて、1,000 円で売ると 500 円の利益を得ます。 銀行は、どのように利益を得ているのでしょうか?

戦11は、このように利益を持ているのでしょうか。

それは、「利息」です。

銀行はお金を預けてくれた人に利息を付けてお金を返します。

また、銀行はお金を貸した人から返してもらうときに利息を付けて返してもらいます。 つまり、貸した分の利息 - 預かった分の利息 = 銀行の利益となります。



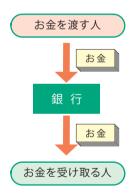


(3)送る

① お金を「送る」って何?

離れたところにいる人同士(お金を渡す人、受け取る人)が銀行を使ってお金のやり取りをするときの仕組みを「為替」といいます。 その仕事を「為替業務」といいます。

「為替業務」では信用が大事です。



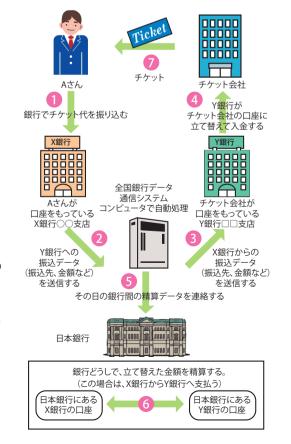
コンサートチケットを手に入れる場合で 「為替業務」を考えましょう。

右の図のように、

コンサートチケット代を銀行がチケット会社の 口座に代わりに送ってくれます。

もし、銀行がなければ、自分でチケット会社ま で、お金をもって行かないといけないのです。

あなたがチケットを手に入れるまで



② 為替は大きく分けて3つ

1) 振込:他の人が使っている銀行の口座にお金を払い込むこと。



手間のかかる集金、支払いの仕事を銀行が引き受けているのです。これによって、お金を運ぶ労力、時間が大きく節約されます。

会社からの給与について、預金口座への給与振込(給料自動受取)も、この例です。振込ではありませんが、これと似たものとして、公共料金(ガス、電気など)やクレジットカードなどの預金口座振替があります。

2) 代金取立:手形、小切手などの代金を銀行に回収してもらうこと。



手形、小切手は主に企業が利用する支払い手段です。

手形、小切手を振り出すためには、「当座預金」が必要です。利子が付かない預金です。

手形と小切手の違い

①手 形: 実際にお金に換えられる日が、手渡しされた日より後の日になっているもの。

「お金は入るけど今はない。後で必ず払うから今、売ってください。」といって

渡す借用証書のようなもの。多くの企業が利用。

②小切手: 専用の用紙に書き込んだ金額が、銀行でいつでもお金に換えられるもの。

支払いに現金がいらないから安心です。また、お金を数える手間もいりません。

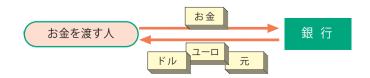
大金でも小切手は1枚でOK。

3) 外国為替(その1)海外の銀行口座にお金を送金すること。たとえば、貿易で取り引きした場合など。



4) 外国為替(その2)通貨を交換すること(両替業務)。

外国へ旅行するときなどに日本のお金をその国のお金(通貨)に交換すること。たとえば、 アメリカ:ドル、ヨーロッパ:ユーロ、中国:元をそれぞれ交換する、などです。



この取引はコンピューターや電話でのやりとりで行います。

日本円がほしい人が多い→円高、ドル安。

日本円を売りたい人が多い→円安、ドル高。

たとえば、海外旅行へ行くと、日本円を売る(旅費などを支払う)から、ドル高の原因になります。

③ 日本での「為替」の歴史

1) 始まりは鎌倉時代。

「年貢の立て替え」をすることを「替銭(かえせん)」といっていたのが始まりです。もとも とは立て替えの意味でした。

2) 「為替」が定着したのは江戸時代。

「反物」などの商売をする人が、江戸から大阪、大阪から江戸など離れた場所へ品物を売ったときに、江戸や大阪の両替商が買った人に替わって(立て替えて)、売った人にお金を支払うことが日常的に行われるようになりました。そして、これが「為替」という言葉として定着しました。

④ 「為替」の問題点 ーマネーロンダリング(資金洗浄)ー

犯罪などで不正に得たお金を、銀行の口座から口座へ移してもとの所有者をわからなくすること をマネーロンダリング(資金洗浄)といいます。

このような資金は、新たな犯罪の資金になる可能性があります。銀行では、このようなことが起こらないように、預金する人がだれであるかを確かめて(本人確認)、お金の所有者をわかるようにしています。

3 銀行の新しいサービス

(1) インターネットバンキング、モバイルバンキング

わざわざ ATM や銀行の窓口に行かなくても、パソコンや携帯電話を使って、残高照会や振込ができる機能。

(2) 投資信託、保険商品など

「日本版ビッグバン」といわれる改革によって、制限(規制)が緩やかになり、昔は扱えなかった投資 信託や保険商品なども銀行で扱えるようになってきました。

★日本版ビッグバン -1997年の「金融システム改革プラン」に盛り込まれた政策-

日本では1997年の「金融システム改革プラン」に盛り込まれた政策を

金融ビッグバン(日本版ビッグバン)とよんでいます。

日本における金融ビッグバン構想は、銀行、証券、保険の3分野を対象とすることが特徴的で、Free (市場原理が働く自由な市場)、Fair (公正な市場)、Global (国際的で市場を先取りする市場)を3原則 として合意されました。

(3) IC キャッシュカード

従来の「磁気ストライプ」のキャッシュカードは、スキミングなどにより磁気データが盗まれ、不正に 預金が引き出される事件が起こっています。

このような不正引出しを防ぐために、カード上に IC チップを搭載した偽造されにくい「IC キャッシュカード」が普及しています。

★ IC キャッシュカードとは・・・

従来の「磁気ストライプ」のキャッシュカードには、文字換算で 72 文字 までの記録が可能です。

「IC キャッシュカード」は厚さ 0.72mm の中に、 $500 \sim 8,000$ 文字を記録できます。



「IC キャッシュカード」には、記録できる情報量が多いことから、電子マネーやポイントサービスの機能を付加したり、データの保護に優れていることから「生体認証」のための個人データを格納しているものもあります。

4 郵便貯金

郵政事業(郵便・郵便貯金・簡易生命保険の三事業)は、1871年(明治4年)の郵便事業の創業、1875年(明治8年)の郵便貯金事業の創業、1916年(大正5年)の簡易生命保険の創業などの経緯を経ながら、国によって直接運営されてきました。2003年4月1日、政府の全額出資による公共企



11

業体として「日本郵政公社」が発足し、国(郵政事業庁)が行っていた郵政事業を承継しました。さらに、2007年10月1日の郵政民営化にともなって、「日本郵政公社」は、持ち株会社の「日本郵政株式会社」と4つの事業会社(郵便局株式会社、郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険)に分社化され、5つの会社からなる日本郵政グループが誕生しました。

各事業は分社化されましたが、従来と同じように全国の郵便局で、郵便・貯金・保険のサービスを提供できるよう、「郵便局株式会社」が「郵便事業株式会社(日本郵便)」、「株式会社ゆうちょ銀行」、「株式会社かんぽ生命保険」から委託を受けるかたちでサービスをしています。

★「貯金」と「預金」

各金融機関ではそれぞれの業務内容などを定めた法律(銀行では「銀行法」)で使われている用語を使っています。ゆうちょ銀行、農業協同組合(JAパンク)、漁業協同組合(JFマリンパンク)では「貯金」、それ以外の金融機関では「預金」と呼んでいます。「預金」と「貯金」の両者には実質的な違いはありません。また、両者を指して「預貯金」とも言います。

預金	普通銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫
貯金	ゆうちょ銀行、農業協同組合 (J A パンク)、漁業協同組合 (J F マリンパンク)

★「利子」と「利息」と「金利」

「利子」、「利息」、「金利」は、いずれも貸借した金銭などに対して支払われる対価を意味することばで、通常同じ意味で使われます。ただ、借りた場合に支払うものを「利子」、貸した場合に受け取るものを「利息」と使い分けることもあります。(用例)「利子」を払う「利息」を受け取る。また、「金利」は、元本に対する利息(利子)の割合のことを表す場合に使われることが多く、「利率」ともいいます。(用例)「金利」が上がる。

Ⅲ 信託の基礎理解

1 信託とは

信託とは「信頼して託する」という意味で、 自分(委託者)のお金や土地などの財産について運用や管理などを信頼できるほかの人(受 託者)に委託することです。

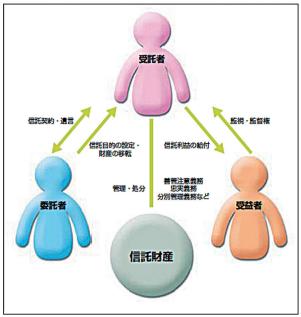
信託では受託者への信頼が前提となっています。それだけに、受託者には信託法、信託業 法などで厳しい義務が課せられています。

2 信託業の担い手

(1) 信託兼営金融機関

信託銀行、都市銀行、地方銀行など。

信託の仕組み



(出典:信託協会「日本の信託 2010」)

(2) 信託会計

信託会社には、運用型と管理型の2つがあります。

(3) グループ企業内の信託

委託者、受託者、受益者が同一の会社集団に属する会社である場合の信託。

(4) 技術移転機関

大学などにおける技術に関する研究成果を企業などに移転を行う機関。

3 信託を利用した各種商品など

個人向け、法人向け、公益・福祉の3つに分けられます。

(1) 個人向けの信託

① 金銭信託

金銭信託にはいろいろな種類があり、目的に合わせて利用されています。たとえば、『ヒット』は、一定期間据え置いた後はいつでも手数料なしで払いだせるため、貯蓄手段として広く利用されています。

② 相続関連業務

高齢者の資産の蓄積や核家族化の進展により、 財産の承継をスムーズに行う有効な手段として、遺言信託業務をはじめとする相続関連業 務が注目されています。

信託銀行などでは、このようなニーズに応えて、遺言書の保管業務から、財産に関する遺言の執行までを行う遺言信託業務、さらに、相続財産目録の作成や遺産分割手続きなどを行う遺産整理業務まで幅広く行っています。

主な信託商品、業務



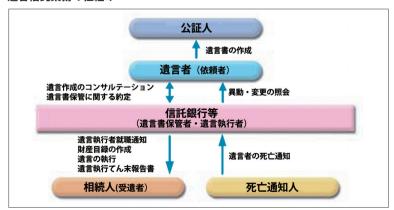






(出典:信託協会「日本の信託 2010」)

遺言信託業務の仕組み



(出典:信託協会「日本の信託 2010」)

(2) 法人向けの信託

① 年金信託

民間企業などがその雇用する従業員に対して、 退職後の生活を保障することを目的とした企 業年金制度があります。信託銀行では、この 制度に基づき、厚生年金基金信託、確定給付 企業年金信託、適格退職年金信託などを取り 扱っています。

また、自営業者などの老後の保障の充実のために国民年金基金制度があります。信託銀行では、この制度に基づき、国民年金基金信託を取り扱っています。

なお、信託銀行のほかに生命保険会社や全国 共済農業協同組合連合会(全共連)が引き受 けています。

② 資産流動化の信託

資産流動化の信託は、金融機関、企業の財務の 改善や多様化する資金調達の方法として利用されています。

このうち、金銭債権の信託には、企業が保有する売掛債権を信託する売掛債権信託、金融機関が保有する住宅ローン債権などの貸付債権を信託する貸付債権信託、リース・クレジット会社が保有する債権を信託するリース・クレジット債権の信託などがあります。

③ 財産形成信託

勤労者の計画的な財産形成を促進し、その生活の安定を図ることを目的とした「勤労者財産形成促進制度」に基づき、財産形成信託、財産形成年金信託、財産形成住宅信託などを取り扱っています。

④ 有価証券の信託

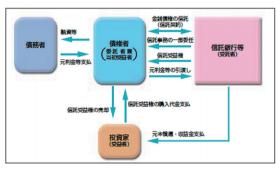
有価証券の信託は、信託の引き受けの際の信託財産が有価証券である信託です。 有価証券の貸付運用によって収益をあげることを目的とした「運用有価証券信託」、 有価証券の利息・配当金・償還金の取り立てや新株の払い込みなどの管理を目的とした「管理有価証券信託」などがあります。

企業年金の受託状況

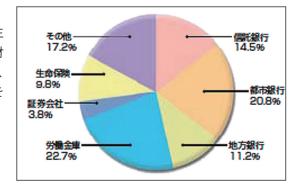


(注) 適格退職年金は、平成24年3月末 をもって廃止されます。

金銭債権の信託の仕組み



財産形成貯蓄取扱機関シェア



運用有価証券信託(賃貸借型)の仕組み



(このページのグラフの出典:信託協会「日本の信託 2010」)

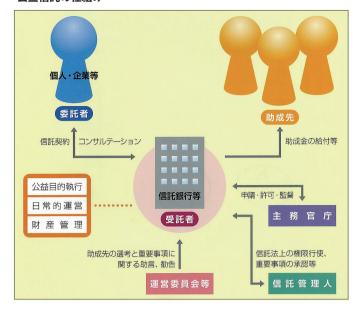
(3) 公益・福祉の信託

① 公益信託

公益信託は、個人や企業が奨学 金支給、社会福祉などの公益活 動の助成を目的として金銭など の財産を信託する制度です。

一定の要件を満たす公益信託に は税制上の優遇措置が講じられ ています。

公益信託の仕組み



(出典:信託協会「公益信託」)

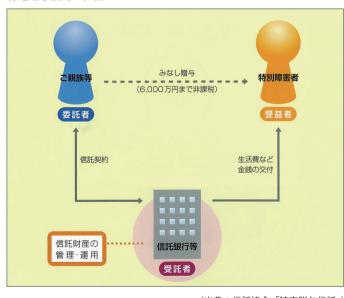
② 特定贈与信託

特定贈与信託は、特別障害者(重度の心身障がい者)の生活の安定を図ることを目的に、その親族や篤志家などが信託銀行等に金銭などの財産を信託するものです。

信託銀行等は信託された財産を 管理、運用し、特別障害者の生 活費や医療費などにあてるため に、信託財産の一部から定期的 に金銭により支払います。

この信託を利用すると、6千万円を限度に贈与税が非課税となります。

特定贈与信託の仕組み



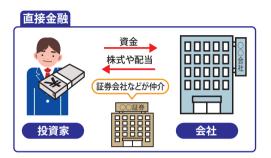
(出典:信託協会「特定贈与信託」)

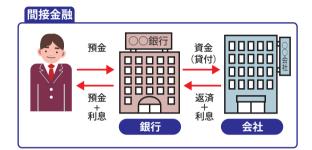
IV 証券の基礎理解

1 証券会社とは

(1) 投資家と株式会社の仲介役

会社が資金を集める方法は2つあります。お金を提供してくれる人から会社に直接お金が提供される「直接金融」と、私たちが銀行などに預金したお金を銀行が会社に貸付などの形でお金を提供する「間接金融」の2つです。





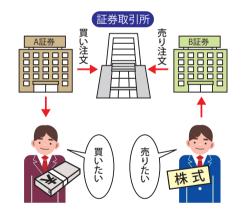
このうち、資金の提供者である投資家が直接提供先を選び、資金を提供している「直接金融」の重要な 役割を果たしている代表的な金融機関が証券会社です。証券会社は、資金を必要とする会社が株式を発 行する際、投資家と株式会社を結ぶ役割をしています。

(2) 投資家と投資家の仲介役

証券会社は、投資家と投資家を結ぶ重要な役割も行っています。証券会社は全国にいる投資家からの「株式を買いたい」「株式を売りたい」という注文を取り次ぐ窓口です。「株式を買いたい」「株式を売りたい」という注文は証券会社から証券取引所に出され、売買が行われています。

(3) 株式の役割

株式とは、会社が活動資金を集めるために発行しているもので、会社を動かし発展させる源です。会社が株式を発行して得たお金を使って利益をあげれば、会社は成長し、株



式の価値も上がります。1つ1つの会社が国の経済を支えていると考えると、投資家が出したお金はその会社だけでなく、国の経済成長にも貢献しているということになります。

(4) 証券会社に万一のことがあっても大丈夫

証券会社がお客様から預かっている株式などは、証券会社の資産とは別にして保管するように法律で決まっています。

もし、証券会社が破綻しても預けていた株式などは返還されます。

万が一、資産の返還がうまくいかない状況の場合は、「投資者保護基金」を通じて円滑な返還が行われるように対処する投資家保護のルールがあります。

(5) 株券の電子化について

2009 年 1 月 5 日に株券の電子化がスタートしました。これに伴い、全ての上場会社の株式は証券会社などの金融機関の口座で電子的に管理されるようになりました。

2 証券会社が活躍する場所─証券市場

証券市場とは、「株式や国債などの有価証券が取引される市場」のことです。

ここでは、個人投資家、事業法人(一般の会社)、機関投資家(生命保険会社、損害保険会社)、外国人 投資家などが有価証券の売買を行っています。

証券市場は、「発行市場」と「流通市場」から成り立っています。

(1) 発行市場

株式会社や国、地方自治体などによって新しく発行された株式や債券などの証券が、初めて個人や企業など広く一般の投資家に売り出されるのが発行市場です。市場といっても、特定の場所を示すものではありません。

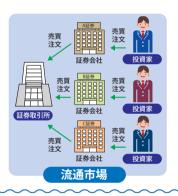
株式 株式 株式 株式 株式 株式 株式 投資家 投資家 発行 市場 地方債 投資家

(2) 流诵市場

すでに発行されている株式などの証券が投資家の間で売買されるのが 流通市場です。流通市場の中心は証券取引所です。

例えば、株式を売買したい投資家が証券会社に申し込んだ注文は証券取引所に集められて売買されます。

- ① 株式流通市場(株式市場):株式が売買される市場
- ② 債券流通市場(債券市場):債券が売買される市場と分けていうこともあります。



★株式と債券

株式:資金を提供してもらったことを証明する有価証券のこと。

その値段である株価は変動する。

債券:国、地方公共団体、民間などが必要な資金を借り入れるために発行する有価証券。

購入後、一定の利息を受け取り、満期日に額面全額がかえってくる(購入時にあらかじめ利息分が割り引かれるものもある)。

途中での売買では元本割れもある。

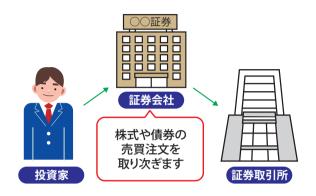
(3) 流通市場で大きな役割を持つ証券取引所

投資家から出される株式などの売買注文を集中させて取引を成立させることによって、株式などの売買が活発に行われるようにするところです。また、公正な価格で取引が行われるようにする役割があります。全国には5つの証券取引所(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)があります。中でも、東京証券取引所で行われる売買が全体の約90%を占めています。

3 証券会社の主な仕事

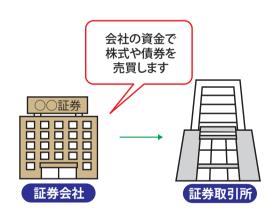
(1) 委託売買(ブローカー)業務

一般の投資家から受けた株式などの売買の注文を、流通市場に取り次ぐ業務です。取り次ぐ際には、投資家から委託手数料を受け取ります。



(2) 自己売買(ディーラー)業務

一般投資家と同じように、証券会社が独自の判断により自社の資金で株式や債券などを売買する業務です。



(3) 引き受け及び売出し (アンダーライター) 業務

株式会社などが株式や債券を新たに発行するとき、証券会社が一般の投資家に売り出すことを目的に、その全部または一部を買い取る業務です。売れ残った場合は証券会社が引き取ります。つまり、引き受けとは、証券会社が株式会社などから株式や債券を買い取って、発行・募集の手続きを行うということです。一方、売出しは、すでに発行された株式や債券を対象にして、同様の業務をすることです。

(4) 募集・売り出しの取り扱い(セリング)業務

新たに発行される証券やすでに発行されている証券を多くの投資家に買ってもらうために勧誘する業務です。引き受け業務と似ていますが最終的に売れ残った証券を証券会社が引き取る必要がない点が異なります。

4 証券会社のサービス

(1) 投資家の都合に合わせて2種類の取引方法を用意

株式の取引は大きく分けて、窓口での取引と電話・インターネットでの取引の2つに分かれます。

	良い 点	悪い点
証券会社窓口 での取引	投資家が直接窓口に来て取引する方法。 投資家は窓口にいる担当者に直接不明な点を聞いたり、 窓口の雰囲気が自分に合うかどうか確かめられる。	窓口の営業時間が限られている。
インターネット での取引	投資家がインターネットを使って取引する方法。 日中仕事で窓口にいけない人や、近くに証券会社がなくても取引が可能。 一般的に、窓口を通しての取引よりも、 手数料が安く設定されていることが多い。	会社名、株数などの 入力の間違いに注意が必要。

(2) 投資家への定期的な残高報告

投資家に対して、3か月に1回程度の頻度で「取引残高報告書」が証券会社から送られてきます。 「取引残高報告書」には期間中のすべての取引内容、預けてある証券、金額の明細が書かれています。

(3) 株式の売却益にかかる税金の支払い代行

株式の売却益には税金がかかります。税金の支払い方法には次の2つがあります。

- ① 確定申告による申告分離課税が原則。
- ② 証券会社の「特定口座(源泉徴収あり)」を利用すると、確定申告しなくてもよい。 売却益にかかる税金は、現在のところ軽減されています。 10%(2013年12月31日まで)→以降20%(予定)

(4) 少額でも投資できる商品

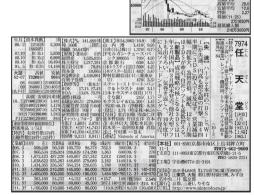
- ① 株式ミニ投資:通常の1/10の売買単位で取り引きする方法。 限られた予算で多数の銘柄へ分散投資できます。 また、株価の高い銘柄を何回かに分けて買うこともできます。
- ② 株式累積投資:少額(月々1万円程度)で定期的に継続して株式を購入していく方法。 毎月一定の日に、あらかじめ申し込んだ金額で株式を自動的に買い付けます。

5 株式を売買するには

(1) 投資家がほしい株式を決める

投資家がラジオ、テレビ、新聞やインターネットなどで情報を集め、自分がほしい株式を決めます。そのときに、参考資料としてよく使われるのが「会社四季報」(東洋経済新報社)、「日経会社情報」(日本経済新聞社)です。株式を公開している会社の業績や最近の株価の動きや事業内容などが、コンパクトにまとめられています。

このほかにも企業が出している I R情報なども参考になります。



(出典:会社四季報「2011年1集 新春号」東洋経済新報社)

(2) 証券会社で取引口座を開設する

申込みに必要なものをそろえて取引口座を開設します。

- ① 本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)
- ② 印鑑
- ③ 投資資金の振込先(銀行、郵便局の口座番号)がわかるもの
- ④ 口座管理料(証券会社によって異なる) 証券会社の店頭窓口取引用の口座、インターネット取引用の口座などがあります。

(3) 証券会社に売買注文を出す

- ① 株式を買う場合は、概算代金をあらかじめ証券会社に預けます。
- ② 会社の名前(銘柄名)、証券コード(その会社を示す4桁の数字)を指定します。
- ③ 売り注文、買い注文のどちらかを指定します。
- ④ 売買する株数を指定します。
- ⑤ 値段を指定するか、しないかを指定します。
 - 1) 指し値(さしね) 注文:「○○円で買いたい(売りたい)」と値段を指定する方法
 - 2) 成り行き注文:「いくらでもいいから買いたい(売りたい)」と値段を指定しない方法
- ⑥ 注文の有効期限を指定します。 「今日中」「今週中」など

(4)取引(売買)報告書の確認

売買が成立すると 2、3 日後に証券会社から取引(売買)報告書が送られてきます。 自分が出した注文とあっているか確認します。内容が間違っていたら、すぐに証券会社に連絡しましょう。

(5) 売買代金の精算(受け渡し)

売買が成立してその日を含めて4営業日目(証券会社の休日は除く)に精算(受け渡し)が行われます。

(6) 株式の保管

購入した株式は、証券会社の取引口座において電子的に管理されます(「株式等振替制度」)。口座管理 料については、証券会社でご確認ください。

※「株式等振替制度」とは

上場株式の株主等の権利の管理(発生、移転、消滅)を証券保管振替機構及び証券会社等に開設された 口座において電子的に行う制度です。証券保管振替機構は株主情報(氏名、住所、株式数等)を発行会 社に通知し(「総株主通知」)、株主はこれに基づき配当や株式分割の権利が受けられます。

6 株式投資の魅力

(1) 値上がり益(キャピタル・ゲイン)

株式投資の最大の魅力。購入した株式の値上がりによる売買益。

★株価は買い手と売り手の需給バランスによって決まる

① 株価が上がる: 株式を買う人が売る人よりも多いとき

② 株価が下がる: 株式を売る人が買う人よりも多いとき

つまり、株式は「値上がりすることで利益が期待できる」反面、「会社が倒産したり、株価が下がって しまう」場合もあります(不確実性=リスク)。

株価を変化させるその他の要因には、会社の業績予想、国内外の政治情勢、経済の動向などがあります。

(2)配当(インカム・ゲイン)

会社は利益をあげると株主にそれを配分します。配分された利益のことを配当といいます。 業績の良し悪しによって、増減、あるいは配当しないこと(無配)もありえます。

(3) 株式分割

すでに発行されている株式を一定の比率で分割して、株式数を増加させることです。 一株あたりの配当が据え置きなら、株主にとっては実質的に配当が増えることになります。 株式分割の目的は、株価を投資しやすい水準に是正し、株式市場での流通量を増やすことです。

(4) 株主優待

安定株主作りや株主への利益還元策として行われます。 自社製品だけでなく、ユニークな商品や割引券・チケットなどを提供する会社もあります。

(5) 会社の経営に参加

株主総会での議決権、取締役・監査役の解任請求権等運営に参加する権利など。

7 株式投資の問題—不公正取引

(1) インサイダー取引

インサイダー(内部者)取引とは、会社の重要な情報を容易に知ることができる立場にある人などが、 その情報を知って、その情報が公開されない段階でその会社の株式などを売買することです。

このような取引が行われると公表されるまで、その情報を知ることができない投資家にとっては、きわめて不公平な結果になります。

こうした取引が放置されれば、証券市場に対する投資家の信頼が損なわれ、証券市場の健全な発展も望めなくなるため、法律で禁止されています。

(2) 相場操縦取引

市場において相場を人為的、意識的に変動させ、その相場をあたかも自然の需給関係によって起こった かのように他人に誤認させることによって、その相場の変動を利用して自己の利益を図ろうとすること です。法律で禁止されています。

(3) その他の行為

上記2つに限らず、投資家に不測の損害を与える可能性のある行為は、証券市場に対する投資家の信頼を失わせる行為として法令等により禁止されています。

V 投資信託の基礎理解

1 投資信託(=投信、ファンド)とは

販売会社(証券会社や銀行、郵便局など)が、多くの投資家から集めた資金を1つにまとめて大きな資金(信託資金)にして、運用の専門家(投資信託会社など)が株式や債券などに投資・運用します。その運用成果は投資額に応じて投資家に配分されますが、元本保証はありません。

投資信託を販売する会社や運用する投資信託会社は、金融商品取引法に基づく登録を受けなければなりません。詐欺のような被害にあわないよう、登録業者であることを確認しましょう。



2 投資信託を販売するところ

証券会社、銀行、郵便局、保険会社、投資信託会社などの多くの金融機関で販売しています。

3 投資信託のメリットは3つ

(1) 少ない金額から購入可能

投資信託では1万円程度からでも手軽に始められます。

(2) 株式や債券などへ分散投資が可能

投資の基本は資産をいくつかの商品に分けてリスクを分散させることです。 投資信託では大きな資金(信託資金)を運用するので、分散投資が可能になります。

(3) 専門家が運用

個人で株式や債券などへの投資について、幅広い知識や投資手法を身につけることは難しいものです。 投資信託は、経済・金融情報などに関する高度な知識を身につけた専門家が、投資家に代わって運用します。

4 投資信託の4つのリスク

投資信託は値動きのある株式や債券に投資するので、元本保証(最初に投資したお金を保証すること) はありません。

(1) 価格変動リスク

組入れている株式や債券の価格が変動することによるリスク。株式を中心に運用する投資信託では株価変動の影響を受けます。

(2) 金利変動リスク

金利の状況は絶えず変動しています。債券も償還より前に売買する場合は金利の影響を受けます。 残存期間が長い債券ほど、金利変動の影響を大きく受けます。

(3) デフォルトリスク

債券などの発行体にかかわる信用リスクです。債券などを発行した国や企業が、財政難・経営不振などの理由により、利子や償還金があらかじめ決めた条件で払われないこともあります。

(4) 為替変動リスク

円と外国通貨の交換レートは常に変動しています。外国通貨建ての資産に投資する投資信託はこの為替変動の影響を受けます。一般的には円高になれば、基準価額にマイナスの影響を受けます。

5 リスクを小さくする方法

資産運用で大切なのは、「投資先や投資時期などを分散させる」という考え方を採用してリスクを小さくすることです。

(1) 資産の分散

資金をひとつの金融資産にまとめて投資せず、値動きの異なる様々な資産に分散すれば、リスクも分散 し、安全性が増します。

(2)長期保有

市場は、短期間で見ると一時的な要因によって大きく変動することがありますが、長期間でみると、この変動が小さくなる傾向があります。

(3) 時間の分散

一度に全額を投資するのではなく、何回かに分けて投資したり、毎月一定額を積み立てるなどの方法で 購入時期を分散させると、リスクを小さくすることができます。

23



6 投資信託の種類

預貯金と同じぐらいのリスクの少ないものから、株式投資以上にリスクの高いものまでさまざまな種類があります。

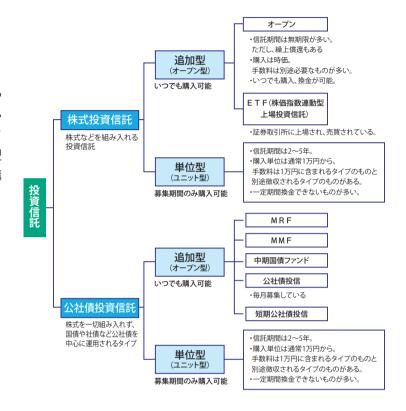
投資対象によって大きく2つに分けられます。

(1) 株式投資信託

株式や債券などに投資するもの

(2) 公社債投資信託

株式を一切組み入れず、国債や 社債などの比較的安全性の高い 公社債だけに投資するもの。ま た、いつでも購入可能な追加型 (オープン型)、募集期間のみ購 入可能な単位型 (ユニット型) という分け方もあります。



7 投資信託の購入から換金まで

(1)取引口座開設、申し込み

証券会社、銀行、郵便局、保険会社、投資信託会社などの金融機関で行います。 店頭での申し込みのほか、販売会社によっては、電話やインターネットからの申し込みもできます。

(2) 購入代金の支払い

購入代金を支払います。銀行、郵便局からでも入金することができます。

(3)取引報告書の送付

入金が確認されると、2~3日以内に送付されます。

(4)投資信託会社の決算日

原則として1年に1~2回「運用報告書」が送付されます。

(5) 分配金の支払い

「分配金のお知らせ」が送付されます。

(6) 解約代金のお受け取り

換金の申し込み ファンドの償還金のお知らせ

 \downarrow

代金の受け取り 代金の受け取り、「償還報告書」が送付されます。

VI 保険全般の基礎理解

1 保険ってなに?

(1) 金銭的に生活を守るもの

私たちの生活には、病気や事故や災害などで生命や財産を失う危険があります。

こういったことから金銭的に生活を守る、つまり、不測の事態に「備える」ものが保険です。

保険は多数の人がお金を負担しあい、偶然に発生する事故によって、お金が必要となった人が、その中から一定の給付を受ける仕組みになっています。

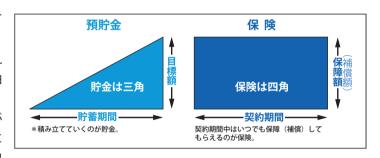
保険には保障(補償)だけを目的としたものと、保障(補償)プラス貯蓄を目的にしたものがあります。

(2) 預貯金と保険の違い

預貯金は目標額に向けて積み立てて いくものです。

積み立てている間、お金の出し入れ も貯めるペースも比較的自分の自由 になります。

しかし、万一の場合に十分な金額が 確保できるとは限りません。これに 対し、保険は預貯金のような自由(出 し入れや貯めるペース)は制限され



ています。しかし、少額の保険料を払い込んでいれば、契約期間の途中で万一のことがあった場合にあらかじめ決められた金額が加入当初から受け取れます。

2 保険の種類

大きく3つに分かれます。

保険の分類	取り扱い保険会社	どんな目的で支払われる保険か?	代表的な保険例			
第1分野 「生命保険」	生命保険会社	人の生死に関してあらかじめ約束した 金額が支払われる保険。 定額給付。	定期保険 養老保険 終身保険 など			
第2分野「損害保険」	損害保険会社	第3分野以外の偶然の事故によって 発生した実損に対する保険。 実損てん補。	自動車保険 火災保険 賠償責任保険 など			
第3分野	生命保険会社・ 損害保険会社	病気、ケガ、要介護状態などの場合に 給付金が支払われる保険。 定額給付・実損てん補。	医療保険 ガン保険 介護保障保険 傷害保険 など			

3 保険の取り扱い金融機関

生命保険会社、損害保険会社のほかに、銀行、証券会社などでも取り扱っています。 さらに、農業協同組合などは各種共済を扱っています。

4 保険の加入方法

保険には数多くの種類(商品)があります。

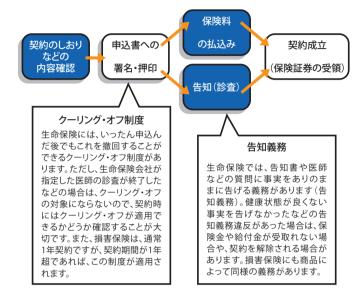
加入の前に自分の目的を明らかにし、 商品情報を積極的に収集することが大 切です。

さらに他社の商品との比較検討を行います。

そして、契約内容に十分納得してから 契約することが大事です。

加入する保険商品が決定したら、契約となります。

契約は、図の手順で進みます。



W 生命保険の基礎理解

1 生命保険ってなに?

生命保険は大勢の人が保険料(掛け金)を負担しあい、それを財源として死亡したときや病気になったときなどに保険金や給付金を受け取るという「助け合い」「相互扶助」の仕組みによって成り立っているものです。

2 生命保険の加入率

日本では約9割の家庭が生命保険に加入しており、現在の日本は世界でもっとも生命保険が普及している国の1つです。ほとんどの家庭が生命保険を活用しているといえます。平成21年3月末の生命保険会社の総資産は318兆円でした。

	医療費や入院費のため	万一のときの家族の生活保障のため	万一のときの葬式代のため	災害・交通事故などにそなえて	子どもの教育・結婚資金のため	老後の生活資金のため	貯蓄のため	介護費用のため	万一のときのローン等の返済のため	税金が安くなるので	財産づくりのため	相続および相続税の支払を考えて	土地・家屋の取得・増改築のため	その他	不明
平成21年調査	59.7	53.8	13.1	12.0	9.2	8.2	4.6	2.8	2.7	1.9	0.9	0.9	0.3	0.9	1.1
平成18年調査 (平成13~18年に加入)	59.5	54.4	12.8	14.1	7.2	7.9	4.9	3.3	2.6	1.9	1.3	0.7	0.3	1.5	0.9
平成15年調査 (平成10~15年に加入)	56.3	60.5	12.5	19.4	10.9	8.9	7.1	4.4	2.9	1.8	1.1	0.3	0.3	0.7	0.3
平成12年調査 (平成7~12年に加入)	54.6	60.3	11.1	24.4	11.3	12.2	7.9	3.3	3.9	2.4	1.1	0.4	0.2	0.7	0.1
平成9年調査 (平成4~9年に加入)	42.0	56.0	7.7	28.2	15.8	15.5	9.9	3.1	4.6	3.0	1.1	0.8	0.4	1.5	0.2

3 生命保険の機能

(1) 死亡保障機能

死亡した場合に、遺族の生活資金などに備える。

(2) 医療・介護保障機能

病気やケガの入院費や治療費、あるいは介護状態となったときの介護費用に備える。

(3) 老後資金準備機能

老後に必要となる生活資金に備える。

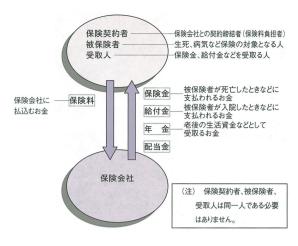
4 生命保険の仕組み

生命保険における保険加入者と保険会社の関係を簡単に表したものが右の図です。

保険加入者には契約へのかかわり方によって3 つの概念があります。

また、保険会社から受け取るお金には、保険金のほか、保険の種類によって、給付金、年金、配当金などがあります。

保険料は、予定死亡率、予定利率、予定事業費率の3つの予定率に基づいて算定され、予定と実際との差が剰余金となり、配当金として契約者に分配されます。生命保険は基本的に契約する年齢が高くなると死亡率が高くなるので、若い時期に契約する生命保険と比べて保険料は高くなります。



(出典:「金融商品なんでも百科」)

5 生命保険の構成

生命保険はベースとなる「主契約」と、これに付加して保障内容を充実させるための「特約」から構成されています。

	主な種類
主契約	定期保険、終身保険、養老保険など
特約	定期保険特約、災害入院特約、疾病入院特約 など

6 代表的な生命保険

(1) 定期保険

保険期間を決めて(5年、10年、20年、30年など)契約し、その間に死亡、高度障害状態になった場合に保険金が受け取れる保険。

一定期間の死亡保障を目的としたものなので、割安な保険料で高額な死亡保険金を受け取れます。 保険金額は保険期間中一定で変わらない定額タイプが一般的です。満期保険金はありません。

(2) 養老保険

保険期間を決めて(10年、20年など)契約し、その間に死亡、高度障害状態になった場合に死亡(高度障害)保険金が受け取れる保険。無事に満期を迎えた場合にも死亡(高度障害)保険金と同額の満期保険金が受け取れます。

(3)終身保険

定期保険と同様に死亡、高度障害状態になった場合に死亡(高度障害)保険金が受け取れる保険。

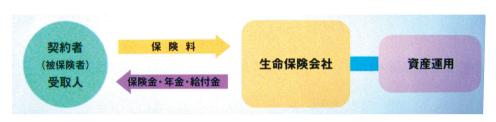
ただし、保険期間は限定せず、一生涯続く保険です。

保険料の払い込みが一定期間で終了するもの(有期払い込み)と一生涯にわたるもの(終身払い込み)の2つがあります。

いずれも、満期保険金はありませんが、長期間継続すると積み立て部分が徐々に増えていくので、 解約した場合の解約返戻金も増えていきます。

7 生命保険会社の役割

生命保険会社の役割は大きく分けて2つあります。



(出典:「生命保険の基礎講座生活とリスク管理)

(1) 生命保険契約の一方の当事者としての役割

被保険者が死亡したり、入院したりした場合に、契約にしたがって、保険金、給付金、年金を支払う働き。

(2) 金融機関としての役割

契約者から集めた保険料を長期間にわたって、安全かつ有利に運用する働きで、金融機関として の役割を果たしています。

「運用方法の例]

- 1.国債や地方債などの引き受け
- 2.株式投資
- 3.企業・個人への貸付
- 4.不動産投資 など

₩ 損害保険の基礎理解

1 捐害保険ってなに?

損害保険は普段から多くの人が少しずつお金を出し合うことで、その中の誰かが事故や災害などで損害を被った時、出し合ったお金で補償する「相互扶助」の精神から生まれた制度です。

2 損害保険の機能

火災、交通事故、病気やケガをしたときの入 通院費用や手術費用、賠償損害などを補償し ます。

※積み立てタイプの商品など損害補償機能に加えて貯蓄機能を併せ持った商品もあります。

保険契約者 保険会社との契約締結者 被保険者 保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人 保険事故により損害が生じた場合 に支払われるお金 満期返戻金 お金 高お金 満期返戻金と合わせて支払われるお金 お金 (注) 保険契約者と被保険者は同一人である必要はありません。

(出典:「金融商品なんでも百科」)

3 損害保険の仕組み

損害保険における保険加入者と保険会社と の関係を簡単に表すと右の図のようになり ます。

損害保険には補償タイプと積み立てタイプがあります。後者は満期まで契約が有効に存続した場合、積み立て部分に該当する額を予定利率

で運用した満期返戻金が支払われます。また運用利回りが予定利率を超えたときには配当金が支払われます。保険料は基本的に生命保険と決まり方は同じです。

たとえば、自動車保険の場合、過去の統計などを元に自動車事故件数を予測し、将来の保険金などの 支払いに当てるための必要額を算定し、また、事業運営に必要な経費をあらかじめ見込み、保険料を算 定しています。

4 代表的な損害保険

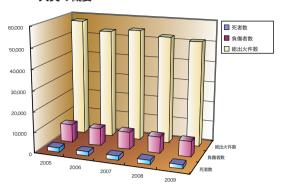
(1) 火災保険

火災や落雷による災害、ガス爆発、損害防止 費用などが補償の対象になる保険です。

火災保険の契約は建物と家財の契約が別々です。地震、噴火、津波による火災損害は、火 災保険では補償されませんので、「地震保険」 に加入しておく必要があります。

	2005	2006	2007	2008	2009
死者数	2,195	2,067	2,005	1,969	1,877
負傷者数	8,850	8,541	8,490	7,998	7,654
総出火件数	57,460	53,276	54,582	52,394	51,139

火災の概要



(総務省消防庁データより作成)

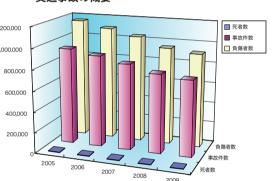
(2) 自動車保険

事故を起こし、他人に損害を与えた場合に、 損害賠償額を補償したり、自分が損害を受け た場合に損害額を補償する保険です。

車やバイクを持ったら必ず入らなければならない「自動車損害賠償責任保険」(自賠責保険) と任意で加入する「自動車保険」の2つがあります。

	2005	2006	2007	2008	2009
死者数	6,871	6,352	5,744	5,155	4,914
事故件数	933,828	886,864	832,454	766,147	736,688
負傷者数	1,156,633	1,098,199	1,034,445	945,504	910,115

交通事故の概要



(「交通統計」(財)交通事故総合分析センターより作成)

(3) 傷害保険

日々の暮らしの中で起きる不慮の事故による ケガの損害を補償する制度です。

たとえば、スポーツ中のケガ、火事でやけど、 階段からの転落などです。

傷害保険の対象となるケガは、「急激性」(突 発的な発生)、「偶然性」(予知できないでき でと)、「外来性」(身体の外部からの作用の すべてに該当しているものです。

人に対する高額判決例

認定総損害額	職業	被害態様
3億8,281万円	会社員	後遺障害
3億7,886万円	会社員	後遺障害
3億6,750万円	開業医	死亡
3億5,332万円	大学研究科在籍	後遺障害
3億4,791万円	アルバイト	後遺障害

物に対する高額判決例

認定総損害額	被害物件	
2億6,135万円	積荷(呉服·洋服·毛皮)	
1億3,580万円	店舗(パチンコ店)	
1億2,036万円	電車·線路·家屋	
1億1,347万円	電車	
6,124万円	積荷	

IX クレジットカードの基礎理解

1 クレジットカードとは?

クレジットカードは消費者の信用に基づいて発行されるカードで、消費者はこのクレジットカードを使って、一定の条件(有効期限や利用可能枠の範囲での利用や会員規約の遵守等)で、クレジットのシステム(代金後払いでの商品を購入したり、サービスの提供を受ける)を利用することができます。

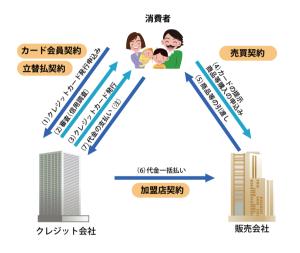
2 クレジットカードのしくみ

クレジットカードのしくみは、消費者、販売会社 (販売店)、クレジット会社の3者の関係でできて います。

(注)代金の支払いには、翌月一括払い、ボーナス一括払い、 分割払い、リボルビングがあり、分割払いやリボルビング には手数料がかかります。

3 クレジットカードの発行枚数

日本では3億枚以上のクレジットカードが発行されていて、成人1人あたり約3枚のカードを所持していることになります。



クレジットカード発行枚数の推移 (万枚)

平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 21 年
16,612	22,751	22,325	27,338	31,783

※(社)日本クレジット協会『日本の消費者信用統計』より各年3月末での数字

4 クレジットカードの利用額

クレジットでの利用額を「信用供与額」といいます。年間で 40 兆円を超えるお金がクレジットカードで利用されていることになります。

クレジツトカードショッピングの信用供与額 (億円)

平成元年	平成6年	平成 11 年	平成 16 年	平成 20 年
94,624	136,321	201,511	291,611	424,345

※(社)日本クレジット協会『日本の消費者信用統計』より数字は各年度内での信用供与額

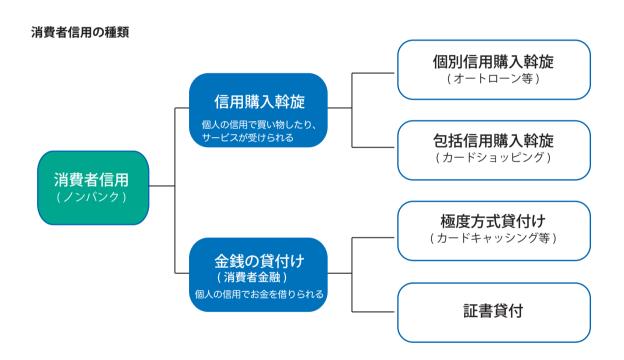
X 消費者金融・貸金業の基礎理解

1 消費者信用と消費者金融

一般にお金を貸し出すビジネスをしている金融機関には、一般市民からお金を預かり、それを元手にお金を貸す銀行や信用金庫等と、一般市民からお金を預かることができない、クレジットカード会社や信販会社、消費者金融会社等のいわゆる「消費者信用(ノンバンク)」があります。

消費者信用には、ショッピングなどで利用する「信用購入斡旋」があり、また直接お金を貸し出す「消費者金融」があります。

直接お金を貸し出すのは貸金業だけではなく、クレジットカードでのキャッシングも直接お金を貸す業務に該当し、「貸金業法」の規制を受けます。



2 貸金業法

(1) 貸金業法改正の背景

消費者金融の利用者は、平成5年ごろからの自動契約機の導入等による利便性の向上や、テレビCMの増加により、大幅に増加しました。その一方、一部の貸金業者やヤミ金融業者の厳しい取立行為や、過剰貸付や多重債務による自己破産が増加し(平成15年には24万件とピークに達した)社会問題化しました。

この実情から、従来の「貸金業の規制等に関する法律」(昭和58年施行)を改正し、「貸金業法」として、 平成18年12月20日の公布後4段階の施行を経て、平成22年6月18日完全施行となりました。

(2) 貸金業法の主な内容

貸金業法の改正の目的については、「多重債務問題の解決の重要性及び貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業の登録の要件の強化、貸金業協会及び貸金業務取扱主任者に係る制度の拡充並びに指定信用情報機関制度の創設を行うとともに、貸金業者による過剰貸付けに係る規制の強化を行うほか、みなし弁済制度の廃止、業としての金銭の貸付を行う者が貸付けを行う場合の上限金利の引き下げ、業として行う著しい高金利の罪の創設、利息とみなされるものの範囲に係る規定の整備等を行うこととする」となっています。(貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱より)

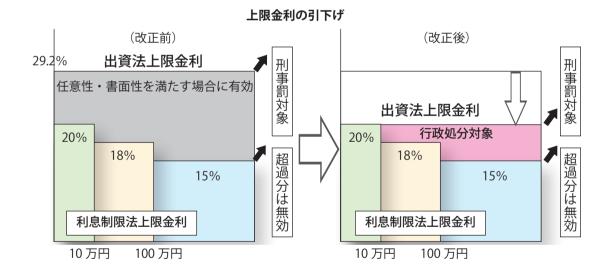
その目的のうち、主な内容2項目について説明します。

① 総量規制

- ・貸金業者に対し、顧客等の返済能力を超える貸付けの契約の締結を禁止
- ・貸金業者に対し、自らの貸付けの金額と他の金融業者の貸付けの残高の合計額が年収等の3分の1を超えることとなる貸付けを原則禁止(銀行や販売信用やカードショッピングの残高は含まない)

② 上限金利の改正

- ・出資法上の上限金利を貸金業法の完全施行にあわせ、29.2%から20.0%に引き下げる。
- ・金銭を目的とする消費貸借における利息の契約は、その利息が次の利率により計算した金額を超えるときは、その超過分につき無効となる。貸付け元本の額が10万円未満の場合年20%、10万円以上00万円未満の場合年18%、100万円以上の場合年15%(利息制限法第1条)。



3 日本貸金業協会

(1) 概要

日本貸金業協会は、平成 19 年 12 月 19 日貸金業法の第 2 条施行に伴い、従来の民法法人である各都道府県の貸金業協会とこれを会員とする民法法人である全国貸金業協会連合会の二重構造を廃止し、これまでの協会とは法人格が異なり貸金業法に基づき、貸金業者が内閣総理大臣の認可を受けて設立した法人(認可法人)です。

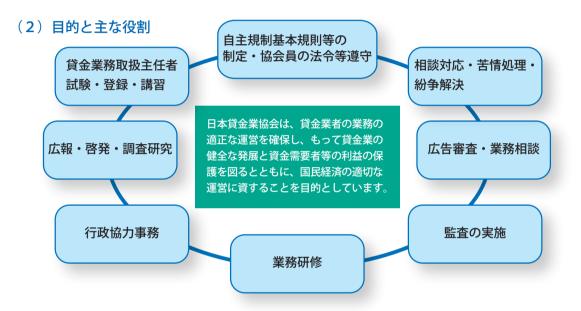
全国 47 都道府県に支部を設置し、内閣総理大臣の監督の下に、従来の貸金業協会には無かった協会員

に対する監督処分権限を持ち、貸金業法等の法令以上に厳格な自主規制規則等を定めることにより自主 規制機関としての実効性が確保できることが期待されています。

貸金業者数の推移

各年度末(平成)	19年3月末	20年3月末	21年3月末	22年3月末
登録業者数	11,832	9,115	6,178	4,057
協会員数	協会設立前	3,776	2,990	2,100

(金融庁統計資料より)



(3) 日本貸金業協会と協会員の関係

全貸金業者は、監督当局への登録の届出が法的に義務付けられていますが、日本貸金業協会への入会は任意となっています。

しかし、日本貸金業協会へ入会した協会員は、協会の「定款」、及び自主規制規則としての「自主規制 基本規則」等や、協会運営規則等の順守が義務付けられる一方、協会は協会員からの具体的な業務について相談に応じたり、個別の指導が可能な態勢を取っています。

さらには、協会員において法令等の違反が判明した時は、協会へその届出が義務付けられており、協会の監査を通じて判明した違反も含めて、資金需要者等への実害や悪質な違反に対しては、処分がなされることもあります。

このように、協会と協会員は自主規制規則を含めた法令等を順守することで、資金需要者から健全な事業者としての信頼を得られる様努めています。

4 指定信用情報機関

(1) 背景と役割

貸金業者は、これまでも借り手の返済能力調査において個人信用情報機関に任意に加盟し、その情報を 参考に貸出しをおこなっていました。

しかし、未加盟業者も多く、また複数の信用情報機関どうしの情報交流が一部だったことより、貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みの整備が不十分とされていました。

今回の貸金業法の改正では、総量規制として、年収の3分の1の貸出し額に規制されています。その為に、貸金業者には他の貸金業者の貸付残高の把握が義務付けられ、全貸金業者は信用情報機関の加盟が必要となり、また信用情報機関間の情報の交流が必要となります。

従って、今回の改正では、個人信用情報機関の指定制度が創設され、次の2機関が、内閣総理大臣より 指定信用情報機関として指定を受けています。

(2) 指定信用情報機関

- ① 株式会社日本信用情報機構
- ② 株式会社シー・アイ・シー

5 指定紛争解決機関

(1) 金融 ADR 機関の役割

昨今の金融商品やサービスの多様化、複雑化に伴い、顧客と事業者とのトラブル発生の可能性が高まっています。

一方、トラブルの解決が複雑化、長期化した場合、裁判所等による解決が可能ですが、利用者負担の増大を招くこととなり、より簡易・迅速な形でのトラブル対応が利用者保護の観点から求められていました。こうした背景より、平成 21 年利用者保護の充実を図るため金融分野における裁判外紛争解決制度「金融 ADR(Alternative Dispute Resolution) 制度」が設けられたことに伴い、日本貸金業協会は、指定紛争解決機関として、平成 22 年 9 月 15 日認可され、10 月 1 日より協会内に「貸金業相談・紛争解決センター」を設置しました。

(2)貸金業相談・紛争解決センターの主な業務

① 「相談対応」

貸付けに関する一般的な相談の他、債務解決支援として必要な助言や情報提供、他の相談機関の紹介をおこない、また生活再建支援として相談者が再び同じ問題を繰り返さないためのカウンセリングなどもおこなっています。

② 「苦情処理」

協会員等の貸金業務への苦情を広く受付、対応しており、相談者への助言、対象協会員への是正 や改善措置を行うと共に、苦情の解決をおこなっています。苦情が解決しない場合でも、紛争解 決手続きをとり、訴訟へ到る前に紛争解決委員が和解案を策定し解決を図っています。

③ 「貸付自粛」

資金需要者本人や配偶者等から、浪費癖等の理由からの貸付自粛の申告を受け、協会は信用情報機関に貸付自粛登録を依頼し、多重債務者の発生防止に役立てています。

6 多重債務に陥らないためには

お金を借りる前に、「本当に必要なのか」をまず冷静に考えることが大事です。

本当に必要ではないとしたら、借りるのを止めればよいわけですが、必要となった場合どのようなことに注意して、借入と返済をしなければいけないのかを十分に理解する必要があります。

(1) 消費者金融以外の債務についても要注意

消費者金融以外の債務としては、住宅ローンを含む銀行貸付や物品購入時のカードショッピング等があり、現金で返済しなければならない債務がいくらあるのかを把握しなければなりません。

(2) 必要な時、必要な額を無理の無い返済計画で借りる

借入限度額まで余裕があるからといって、余計な借り入れは、多重債務の原因となります。(消費者金融からの借入は、その借入金額等が指定信用情報機関に登録され、貸出可能額が年収の3分の1までと規制があるが、銀行やカードショッピングは規制の対象外のため、借り過ぎに注意が必要)。また契約時には、毎月の返済可能額等の返済計画を立てたうえ、借入額や借入金利、月々の返済額、返済期日等契約書の内容をよく確認し、契約することが大事です。

(3) 借りたお金は、着実に返す

返済日に遅れると、遅延損害金がかかり、また個人の信用が低下することとなりかねず、金融機関からのいざという時の借入に支障が生ずる場合がありますので、返済期日と返済金額は確実に管理しておく必要があります。

(4) 家計の見直し

家計の収入と支出は変動することが多いので、賢い消費者は絶えず家計の見直しをおこない、収支バランスをチェックし返済計画を見直ししています。

家計の見直しは、家計の収入と支出のあらゆる見直しが必要であり、月々の返済が厳しくなった時は、支出を減らす工夫をしなければなりません。

(5) 返済が困難になったら一人で悩まない

借入時返済計画を立てても、リストラ等による収入の激減や、返済のための借入による多重債務 等により、計画どおり返済ができなくなることがあります。

そうした時は、決して一人で解決しようと悩まず、まず身近な信頼できる人に相談することや、 相談機関に相談することが大切です。

日本貸金業協会は指定紛争解決機関として、一般の方からの様々な相談や苦情にお応えできるよう専門の態勢を敷いて対応しています。

●日本貸金業協会

「貸金業相談・紛争解決センター」

TEL 0570-051-051

(6) ヤミ金に注意

平成22年6月18日完全施行の改正貸金業法により、現在貸金業者は県を越えて業務を行う場合は各地方の財務局へ、県内の場合は各都道府県に、貸金業者としての登録が義務づけられており、登録が認められた正規の貸金業者は、その法の求める要件をクリアしており、適正な業務に努めています。

その反面、監督当局に未登録のいわゆる「ヤミ金業者」が多重債務者や総量規制により借入できない消費者に甘い宣伝文句で借入を勧めてくる虞があり、借入先は慎重に選ばなければなりません。

(参考) 悪質商法について

(1) 悪質商法とは

悪質商法とは、一般消費者を対象に、組織的、反復的に敢行される商取引であって、その商法自体に違法 又は不当な手段・方法が組み込まれた商法をいいます。「悪徳商法」と表現されることもあります。 社会や商取引に関する知識や経験が少ない若者がターゲットとされることが多く、だまされないためには その事例や手口を知っておくことが有効です。

(2) 悪質商法の種類

悪質商法には多くの種類があります。代表的なもののみを挙げます。

種類	内容
キャッチセールス	「アンケートに答えてください」「旅行はお好きですか」などと、アンケート調査などを装い路上や駅前で声をかけて、化粧品や会員権を売り込む。
アポイントメントセールス	「大至急連絡を」と書かれたはがきや「抽選に当たったから」といった電話によって、特定の場所に呼び出して断りきれない状況を作り出し、英会話教材やアクセサリーなどの商品を買わせる。
ネガティブ・オプション (送りつけ商法)	注文していない本やギターなどの商品を勝手に送りつけ、代金を一方的に請求 する。
かたり販売	「消防署の者ですが」などと、公的機関から来たかのような、紛らわしい言い方と服装で身分をかたり、消火器などを売り付ける。

(3) 悪質商法の被害にあわないために

- 1. うまい話を信用しない!
 - ・うまい話、絶対もうかる話には、必ず大きな落とし穴・・・
- 2. そうだんする!
 - ・ひとりで判断せず、家族・知人・相談機関に相談を
- 3. つられて返事をしない!すぐに契約しない!
 - ・悪質業者は、言葉巧みにすぐ契約するよう迫ってきます
- 4. きっぱり! はっきり! 断る!
 - ・あいまいな返事をせず、キッパリ!ハッキリ!断る!

(4) 相談窓口

悪質商法と疑わしいセールスを受けた場合、ひとりで判断せず、家族や以下の相談機関に早めに相談する ことが必要です。

- ○都道府県の消費生活センター又は市町村の消費生活相談窓口
- ○警察本部又は警察署の悪質商法担当係
- 警察安全相談窓口
- ○法テラス

参考文献: 「悪質商法の被害にあわないために」警察庁, 平成22年3月



産業教育「金融」 授業テキストのご案内

テキスト1

対象学年:小学校高学年

「経済」と「金融」 について知ろう



対象学年:小学校高学年

テキスト2



について知ろう



テキスト3

対象学年:小学校高学年

「お金」 について知ろう

(電子マネー)



テキスト4

対象学年:小学校高学年

「日本銀行」 について知ろう



テキスト5

对象学年:小学校高学年

「銀行」

について知ろう



テキスト6

対象学年: 小学校高学年

「信託」 について知ろう



産業教育「金融」テキストを使っての授業をご希望の先生方へ

テキストの種類、必要部数、住所、氏名、電話番号を明記し、下記宛に FAX でお申し込みください。 児童数分、無料でお送りします。

産業教育研究会 〒142-0064 東京都品川区旗の台 2-4-12 FAX 03-5702-2384

テキスト7

対象学年:小学校高学年

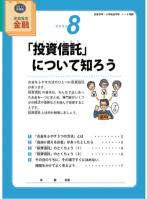
「株式・証券」 について知ろう



テキスト8

対象学年:小学校高学年

「投資信託」 について知ろう



テキスト9

対象学年:小学校高学年

「生命保険」 について知ろう



テキスト 10

対象学年:小学校高学年

「損害保険」 について知ろう



テキスト 11

対象学年: 小学校高学年

「クレジットカード」 について知ろう



テキスト 12

対象学年:小学校高学年

「消費者金融」 について知ろう



産業教育「金融」テキスト 教師用参考資料

発 行 日 2011年2月10日

発 行 財団法人経済広報センター

〒 100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-2 経団連会館 19 階

TEL 03-6741-0021

FAX 03-6741-0022

協 力 全国銀行協会

社団法人信託協会

日本証券業協会

株式会社東京証券取引所グループ

社団法人投資信託協会

社団法人生命保険協会

財団法人生命保険文化センター

社団法人日本損害保険協会

社団法人日本クレジット協会

日本貸金業協会

テキストお申し込み先

産業教育研究会

〒 142-0064 東京都品川区旗の台 2-4-12

TEL 03-5702-5835 FAX 03-5702-2384

産業教育「金融」テキスト 教師用参考資料

発 行 日 2011年2月10日

発 行 財団法人経済広報センター